

意見書案第 12 号

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 佐 藤 弘

改 田 勝 彦

中 田 一 子

森 脇 謙 一

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしには成り立たない。近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えない。

このような状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効し、昨年12月には、同条約の第15回目の締約国会議COP15が開催され、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブという新たな世界目標が採択された。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現が不可欠である。

我が国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、国際社会をリードするネイチャーポジティブの実現に向けた取組を全省庁が協力して進めようとしているが、その主体は地域であり地方自治体であると考えている。

よって、国及び政府においては、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向け、以下のとおり地方自治体や地域のNGO・NPO等への支援を強化することを求める。

記

1 生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して対策を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。

2 30 by 30 目標の達成へ地域への支援の強化

2030年までに地球の陸と海の30%を保全する30 by 30の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域であるOECMの認定を推進する等、地域との連携の下で取組を加速化すること。

3 環境教育の推進と国民の行動変容の促進

全ての子どもたちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NGO・NPO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生きものの暮らしを支える場所

である学校・園庭ビオトープの普及を促進すること。

4 サークュラーエコノミー政策との相乗効果の創出

廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素化の促進や生物多様性の保全と並ぶ環境政策の三本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高い。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基二

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣
新しい資本主義担当大臣
衆議院議長
参議院議長 あて

意見書案第 13 号

特別支援学校・学級への教員等の適切な配置を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 佐 藤 弘
改 田 勝 彦
中 田 一 子
森 脇 謙 一

特別支援学校・学級への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省が発表した令和3年度特別支援教育資料によると、特別支援教育を受ける児童・生徒は年々増加しており、過去10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童・生徒数は約16%増加、特別支援学級は約1.6倍に増え児童・生徒数は約2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童・生徒数は約2.69倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、国及び政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障がいのある児童・生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

1 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童・生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置を支援すること。

2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置を支援すること。

3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の必要に応じた適切な配置を支援すること。

4 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化を支援すること。

5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

G I G Aスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置を支援すること。

6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

令和4年度の文部科学省の発表によると、特別支援学校の教員のうち12.8%の教員は特別支援学校教諭免許状を取得していない。特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への特別支援学校教諭免許状の取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、特別支援学校教諭免許状の取得を支援すること。併せて、特別支援教育について、優れた社会人等を活用する特別免許状についても強力で推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基二

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

デジタル大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 14 号

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 佐 藤 弘

改 田 勝 彦

中 田 一 子

森 脇 謙 一

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミックが世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響については、英国政府支援の下で進められたAMRに関する影響評価において、何の対策も取らない場合、2050年には年間1,000万人以上が薬剤耐性菌感染症により死亡すると予測されているところであり、我が国としてもできる限り早急に薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要である。

しかしながら、感染症の蔓延防止のために最も重要な新規抗菌薬の開発については、開発の難易度が非常に高く、多額の開発費用を要することに加え将来的な感染動向の予測も出来ない上に、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど投資の回収を見通せないことから、開発から撤退する企業が相次いでしまっている。薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への体制整備は困難な状況にあると言わざるを得ない。

このような背景から、各国では、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが活発になっており、G7首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている。我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始したところであるが、薬剤耐性菌感染症の被害から国民を守るためには、体制整備を加速させていかなければならない。

よって、国及び政府においては、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性菌感染症対策を国家戦略として、その予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制を強化することを求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基二

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 15 号

軍拡財源確保法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

軍拡財源確保法の廃止を求める意見書

軍拡財源確保法は、2023年度から5年かけて軍事費43兆円を確保するためのもので、岸田政権が安保3文書に基づき敵基地攻撃能力保有をはじめ大軍拡を推進する憲法違反のおそれがある法律である。

政府は、43兆円の確保のために14.6兆円の追加歳出が必要になるとして、税外収入による防衛力強化資金の創設、決算剰余金の活用、税制措置（増税）、歳出改革で賄うとした上で、特別会計などの流用による税外収入で4.6兆円を確保し、うち1.2兆円を2023年度の軍事費に充て、残りの3.4兆円を防衛力強化資金に繰り入れ、2024年度以降の軍拡に使うとしている。

しかし、防衛力強化資金は国会の審議を経ることなく、防衛省が複数年度にわたり自由に使えるポケットマネーとも言えるもので、会計年度ごとに予算を作成し国会で審議する予算単年度主義に反するものである。

また、4.6兆円の税外収入には、老朽化した建物を多く抱える国立病院機構や社会保険病院などを運営する地域医療機能推進機構の施設改修や医療従事者の処遇改善に使うべき積立金の一部を返納させることも含まれており、医療に回すべき財源を軍拡に回そうとしていることは問題がある。

さらに、国の会計で歳入が歳出を上回った差額である決算剰余金の活用では3.5兆円を見込んでいるが、決算剰余金がこれまで補正予算の財源に充当されてきたことに鑑みると、これを軍拡に回した場合、補正予算の財源が不足し、赤字国債の増発が避けられなくなることが想定される。

加えて、増税によって最大3.5兆円を確保しようとしており、税制改正大綱は法人税、たばこ税の増税に加え、復興特別所得税の約半分を軍拡財源に回すことにし、来年度以降に実施するとしているところであり、歳出改革によって3兆円余りを捻出しようとしていることとあわせて国民の暮らしに大きな影響があることは明らかである。

このような問題を抱える軍拡財源確保法案について、5月の共同通信の世論調査では、43兆円の防衛費増額について、適切ではないが58%、財源としての増税は支持しないが80%、復興特別所得税の一部転用に反対は73%となっており、世論は反対の声が多数であった。

しかし、政府は、軍拡財源確保法案が重要な歳入法案であるにもかかわらず、中央公聴会を開かず、被災地での地方公聴会における「被災者の願いに真っ向から反する」との声をはじめとした国民の声に全く耳を傾けない国民不在の姿勢は憲法違反にもつながる。

また、憲法第9条で戦争放棄・戦力の不保持と交戦権の否認をアジアと世界に誓った日本が他国に脅威を与える軍事国家づくりを進めることはそもそも許されない。

よって、国及び政府においては、軍拡財源確保法を廃止し、軍事費拡大による軍事対軍事で緊張を高めるのではなく、国民生活向上に力を注ぎ、憲法第9条を生かした平和外交を強めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基二

内閣総理大臣

外務大臣

財務大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長 あて

意見書案第 16 号

改正マイナンバー法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

改正マイナンバー法の廃止を求める意見書

健康保険証の廃止が盛り込まれたマイナンバー法等改正案が令和5年6月2日に成立した。しかし、マイナンバーカードの運用においては、コンビニでの証明書交付サービスにおける他人の住民票の誤発行や、古い印鑑登録証明書の誤交付、公金受取口座の誤登録に加え、他人の医療情報を誤って開示するなどシステムの根幹を揺るがす事態が続々と明らかになっている。

全国の開業医の約6割が参加している全国保険医団体連合会は、令和5年5月23日に廃案を強く求める声明を発表し、採決が強行された令和5年6月2日には医療現場と患者の無用なトラブルを招く健康保険証廃止法案に抗議する緊急記者会見を行い、マイナンバーカード保険証による医療現場のトラブル調査の結果及び抗議声明を発表した。声明では、健康保険証の廃止は、「無保険扱いとなる者を政策的に作り出す愚策だ」と、厳しく批判し、マイナンバーカード保険証情報の誤登録について、「他人の情報の紐づけは医療事故を招きかねない重大問題。国民の命と健康を軽視していると言わざるを得ない」と強調している。

また、全国保険医団体連合会が全国の医療機関で実施した調査の結果では、約6割の施設においてオンライン資格確認でトラブルが発生し、「資格無効・該当なし」などと表示。トラブルの対応については約7割が「健康保険証で資格確認」と回答しているが、国を信用して健康保険証も持参しないまま、国が示す運用指針に基づき10割全額負担となっている患者も少なくないことを指摘している。

さらに、当該調査では、本人情報と他人情報が同時に表示されたとの声が複数の医療機関より寄せられている。他人の医療情報のひも付けは投薬・治療情報の取り違えにつながり、医療事故を招きかねない重大問題である。加えて、施設入居者のマイナンバーカード保険証申請を誰がするのか、訪問・在宅医療、高齢独居の方々の申請やマイナンバーカードの管理に係る課題も未解決のままである。

そもそも、医療情報の誤登録や、公金受取口座の誤登録、マイナポイントの誤交付は、国の強引なマイナンバーカード普及推進策の下で起きるべくして起きたエラーであるにもかかわらず、国は自治体や保険者、医療現場に責任を押し付けている。

健康保険証を廃止するマイナンバーカード保険証の運用は、安全・安心な医療への信頼を根底から揺るがし、公的医療保険制度を崩壊させかねない。さらに政府は誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化をと言うが、現在行っている強引な普及推進は、介護が必要な高齢者や障がい者など最も弱い立場の人々を取り残すものである。

よって、国及び政府においては、改正マイナンバー法を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長 竹 内 基 二

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

デジタル大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 17 号

子どもの医療費助成制度の対象拡大と継続的な支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者	八 田 憲 児
	竹 内 照 夫
	嘉 田 修 平
	佐 藤 弘
	杉 浦 智 子
	森 川 えりな
	福 永 英 晶
	出 町 明 美
	谷 祐 治
	中 川 哲 也

子どもの医療費助成制度の対象拡大と継続的な支援を求める意見書

少子化・人口減少が進み、様々な問題が顕在化しつつある中、安心して子育てができる環境づくりは各地方公共団体にとっての大きな課題となっているが、特に、子どもの医療費の負担軽減は早急に取り組むべき課題である。

経済的負担の軽減は子育て世帯の切実な願いであることに加え、次世代を担う子どもの健康を社会全体で支えていく重要性に鑑みて、子どもの医療費の負担軽減に取り組まなければならない。

このような状況を踏まえ、現在、滋賀県においては、就学前の子どもを対象として、公費負担の割合を市町と折半の50%とする医療費の助成を行っており、また、県内の各市町においては、それぞれの財政的な努力により、滋賀県の制度よりも対象を広げ、独自に中学校卒業まで、あるいは高校卒業まで助成するなど、子育て世帯の負担軽減に取り組んでいるところである。

しかしながら、各市町の取組の結果、県内の市町間で受けられる助成に格差が生じていることは、決して望ましいこととは言えない。本来であれば、国が全国統一の制度として、公平に医療費の助成を受けられる制度を創設すべきであるが、その見込みが立っていない以上、少なくとも県内において、どこに住んでいても同じ医療費助成を受けられるようにすべきである。

本市市長も、子どもの医療費助成の拡充は市民からの要望が非常に強いことを伝え、これを最重点要望とした要望書を知事に提出しているところであるが、本市議会としても、県内の子育て世帯の医療費負担の公平性に鑑み、県の制度として、助成対象を拡充すべきであると考えている。

よって、滋賀県においては、県内各市町と協議しながら、県の医療費助成制度の対象を拡大するとともに、継続的に各市町を支援していくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基二

滋賀県知事 あて

意見書案第 18 号

同性婚の法制化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 杉 浦 智 子
林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

同性婚の法制化を求める意見書

2023年5月20日に発表された主要7か国首脳会議の首脳宣言は、世界中の女性及び少女並びにLGBTQIA+の人々の人権と基本的自由に対するあらゆる侵害を強く非難すると明記した。しかし、日本は主要7か国で唯一、同性婚が認められておらず、国内外で大きな問題となっている。

名古屋地裁は、同性同士の結婚を認めない民法などの規定は憲法違反だとする愛知県の男性カップルが国に損害賠償を求めた訴訟で、2023年5月30日に違憲とする判断を示した。異性カップルにのみ法律婚制度を設け、同性カップルには関係を保護する枠組みすら与えていないことは、法の下での平等を定めた憲法第14条と、婚姻に関する法制定で個人の尊厳に基づくことを求めた憲法第24条第2項に反するとした。

名古屋地裁の判決は、自治体のパートナーシップ制度導入の広がりや諸外国での同性婚制度の制定の動きなどを挙げ、男女間の結婚を中核とした伝統的な家族観は唯一絶対のものではなくなり、同性カップルに対する理解が進み、これを承認しようとする傾向が加速していると述べた。その中で、同性愛者を法律婚から排除することで大きな格差をつくっていることの合理性は揺らいでおり、無視できない状況と指摘している。

法律婚制定から70年以上の長期にわたり、少なくない人口の同性カップルに対して利益の保護の枠組みが与えられていない。その下で、性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が承認し、医療や住宅などの困りごとを軽減するパートナーシップ制度が、2023年5月現在325自治体で導入され、人口の7割を超える地域に広がっていることは重要であり、現状を放置することは到底許されない。政府は、前述の判決文に個々のカップルが重要な人格的利益を享受できないだけでなく、その総体としての規模も期間も相当なものであるから、同性カップルに対する保護がなされない影響は深刻なものとも記されたことを、真剣に受け止めるべきである。

よって、国及び政府においては、速やかに同性婚の法制化に踏み切るよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基二

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 19 号

保育士の配置基準の見直しと公定価格の引上げを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 林 まり

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

保育士の配置基準の見直しと公定価格の引上げを求める意見書

急速な少子化が進む中で、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現のためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育とその担い手の確保が重要である。内閣府子ども・子育て本部が2022年7月に発表した令和3年教育・保育施設等における事故報告集計によると、2021年保育施設内での重大事故は死亡事故5件を含め1,872件も発生している。子ども・子育て支援新制度導入時の2015年の4倍以上も増加しており、2022年以降も保育施設内での園児の事故は後を絶たない。

この背景には保育現場の人手不足や過酷な労働環境にあるといわれ、原因には保育士の配置基準が70年以上一度も改善されておらず、世界の主要国の中でも極めて低い水準にあることが指摘されている。現行の配置基準では保育士1人当たりゼロ歳児は3人、1～2歳児は6人、3歳児は20人、4～5歳児は30人で、このうち4～5歳児の配置基準は1948年に定められて以来、一度も見直されていない。また日本の基準は欧米に比べ手薄で、保育士1人当たりの負担が重く、子どもに目が行き届かず、思わぬ事故にもつながりかねない。さらに保育士は高い専門性を求められ、責任の重い仕事であるにもかかわらず平均月給は全産業平均よりも約5万円も低く、処遇改善も必要である。

政府が少子化対策として進めようとしている配置基準改善は、保育士を基準より手厚く配置した保育施設の運営費を増額する加算という限定的な手法にとどまることが危惧され、全ての保育施設の保育士が増員されることにつながらない。子どもたちの命を守り、成長を保障するためには、保育士の配置基準の見直し、処遇改善を図って人材を確保することは急務である。

よって、国及び政府においては、以下の項目について実施されるよう強く求める。

記

- 1 保育士の配置基準を改善すること
- 2 公定価格の引上げなど保育士の処遇改善を図ること
- 3 保育士の処遇改善に必要な財源を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基 二

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 20 号

出入国管理及び難民認定改正法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者	杉 浦 智 子
	林 まり
	柏 木 敬友子
	小 島 義 雄

出入国管理及び難民認定改正法の廃止を求める意見書

第 211 回国会で成立した出入国管理及び難民認定改正法は、国際法上の難民を難民と認めず、外国人を恣意的に拘束する国際法違反であり、国連などから人権侵害と厳しく批判されている現行入管法の弊害を全く改めず、外国人の命を危険にさらす重大な内容が盛り込まれている。

難民認定の申請中は送還が停止される従来の規定に例外を設け、3 回目以降は申請中の送還を可能にするとしているが、このこと自体が迫害の恐れがある国への追放・送還を禁じた難民条約第 33 条第 1 項のノン・ルフールマン原則に反している。

政府は、入管庁作成の難民該当性判断の手引を踏まえ、難民認定を適正に判断するとしているが、入管庁の難民審査は、申請者に詳細な主張立証を求め、民主化運動のリーダー格でなければ迫害されるおそれを認めないなど極めて限定的である。衆議院の参考人質疑では出身国情報の把握の弱さが指摘されていたが、難民等の要保護性を判断する難民審査と、不正調査や収容・送還を主な業務とする入国審査を同じ組織で行うことは構造的な矛盾であり、強制送還ありきでは国際人権法違反となる。

また入管庁は、日本からの退去が確定したにもかかわらず母国への送還を拒む送還忌避者が申請を繰り返していることを問題視していたが、参議院の審議で審査に重大な不備があることが浮き彫りにされた。入管庁の審査で不認定とされた人の不服申し立てを審査する難民審査参与員は現在、学者や弁護士など 111 人いるが、一人が全体の処理件数の約 4 分の 1、年 1,000 件を超える審査をする年がある一方で、わずか数件しか審査しない参与員がいるなどの異様な偏りがあるというように適正な審査をできているのかという疑義が浮上した。

さらに政府は「難民はほとんどいない」との参与員の発言(2021 年衆議院法務委員会)を大きな立法事実としてきた。しかし当該参与員が口にした 1 年半で 500 件もの難民認定対面審査は不可能と法務大臣も否定したことは、法律の立法事実すら崩れ去ったことを表しているにもかかわらず改正法には、極めてずさんな難民認定の抜本的な改善策が全く盛り込まれていない。

その上退去強制対象者の収容期間に上限がないため、自ら出国の意思を示さない限り収容が継続される。2007 年以降少なくとも 18 名が収容中に死亡しているにもかかわらず、収容に代わる監理措置制度は、支援者に外国人を監視させる非人道的な制度で、監理人になる支援者がいなければ収容される。原則収容主義は全く変わらない。

このように出入国管理及び難民認定改正法は多くの問題を抱えており、国際人権基準にかなうよう、国際法上の難民を難民と認めず、原則収容主義で外国人を非人間的に扱う難民入管行政は抜本的に改める必要がある。

よって、国及び政府においては、出入国管理及び難民認定改正法を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長 竹 内 基 二

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて